

# 個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の 平成22年度 税制改正のあらまし

## 【株式等を譲渡した場合の特例についての改正(主なもの)】

### 1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

- (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理されている上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日から同日の属する年の1月1日以後10年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限ります。）については、所得税を課さないこととされました（措法9の8）。
- (2) 居住者等が、非課税口座の開設の日から同日の属する年の1月1日以後10年を経過する日までの間に、その非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税を課さないこととされ、また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなすこととされました（措法37の14①、②）。

#### 【非課税口座】

「非課税口座」とは、居住者等（非課税口座を開設する年の1月1日において20歳以上である者に限ります。）が、上記の非課税措置の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書にその年分の非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替口座簿への記載等に係る口座（各年につき1口座に限ります。）をいいます（措法37の14⑤一、⑫）。

各年の非課税口座に受け入れられる上場株式等は、その年中に受け入れた取得対価の額の合計額が100万円を超えないもの（非課税口座内上場株式等に係る株式の分割等により取得する一定のものを含みます。）に限られます（措法37の14⑤二、措令25の13⑨）。

(注) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象とされる特定管理株式の範囲から、非課税口座内上場株式等のうち、金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄（整理銘柄）又は上場を廃止するおそれがある銘柄（監理銘柄）として当該非課税口座内上場株式等が指定されている期間内に、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座から特定口座に移管がされたものその他一定の上場株式等が除かれることとされました（措法37の10の2①、措令25の8の2①）。

#### 《適用時期》

上記(1)及び(2)の改正は、平成24年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用されます。

なお、非課税口座の開設に必要な非課税口座開設確認書の交付申請書及び非課税口座開設届出書は、平成23年10月1日から金融商品取引業者等の営業所の長に提出できることとされています。

### 2 平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例の廃止

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例について、適用期限（平成22年12月31日までの譲渡）の到来をもって廃止することとされました（旧措法37の11の2、改正法附則62）。

平成22年4月



税務署

この社会あなたの税がいきている

### 3 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正

特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次に掲げる上場株式等が追加されました（措令25の10の2⑮十八～二十）。

- (1) 上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併（その法人の株主等に合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限り、）によりその株主が取得する合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式
- (2) 上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割（その分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限り、）によりその株主が取得する分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式
- (3) 上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式交換（その法人の株主等に株式交換完全親法人の株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限り、）によりその株主が取得する株式交換完全親法人の株式若しくはその親法人の株式又は当該法人の株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人の株式のみの交付がされるものに限り、）によりその株主が取得する株式移転完全親法人の株式

《適用時期》

この改正は、平成22年4月1日以後に合併、分割、株式交換又は株式移転により取得する上場株式等について適用されます。

### 4 株式等の譲渡等に関するその他の改正

- (1) 居住者等が上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券）の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして課税することとされました（措法37の10④一、措令25の8⑨）。
- (2) 割引の方法により発行される公社債等の譲渡による所得の課税の特例の対象範囲に、利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除きます。）が追加され、総合課税（譲渡所得）の対象とされました（措法37の16①四）。
- (3) 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例について、平成22年12月31日まで適用する措置を講じた上、廃止することとされ、原則どおり、資本金等の額を超える部分の金額を配当所得（みなし配当）の収入金額として、資本金等の額の部分までの金額を株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして課税することとされました（旧措法9の6、改正法附則51）。

《適用時期》

上記(1)の改正は、平成22年4月1日以後の上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約について適用されます。

上記(2)の改正は、平成22年4月1日以後に行う公社債の譲渡による所得について適用されます。

## 【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正（主なもの）】

### 5 居住用財産の譲渡に関する改正

- (1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件が追加された上、その適用期限が平成23年12月31日まで2年延長されました（措法36の2～36の5）。
- (2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除並びに特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、特例の適用期限が平成23年12月31日まで2年延長されました（措法41の5⑦、41の5の2⑦）。

《適用時期》

上記(1)の改正は、平成22年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。

このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにおたずねください。

また、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）【[www.nta.go.jp/taxanswer](http://www.nta.go.jp/taxanswer)】を提供しておりますので、是非ご利用ください。